

## 受講のお勧め（新規及び更新）　　》《》《》《》《》《》《》《》《》《》《》《》《》《》

- \* 建設現場は日々新しい工法が導入され、これに対応する移動式クレーンも大型化と高度化が進み、常に最新の知識と技術がなければ安全の確保が難しい環境にあります。
- \* 移動式クレーン運転士は、労働安全衛生法第60条の2第2項に基づく、厚生労働省の「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」により、一定期間（5年）ごとに表題の教育を受講し、災害の防止に努めなければならないことになっております。
- \* 平成6年より総合建設業24社が加盟する「クレーン安全協議会」と本教育の実施機関に指定されている社団法人全国クレーン建設業協会が一体となり、建設現場の特性にあった安全教育を実施しております。
- \* 移動式クレーンに起因する災害撲滅を目的とする本教育への積極的な受講をお勧めします。
- \* 5年前の平成26年にこの講習会を受講された方は、更新の時期を迎えられておりますのでご受講下さい。
- \* 開催期日と受講人数に限りがありますので、お早めに受講手続きのほどご案内方々お願い申し上げます。なお、申請書の受付順で定員になり次第×切ります。

》《》

### 1. 開催日程

山口県岩国市 令和元年7月28日（日）

#### 「 サンライフ岩国 」

山口県岩国市横山2丁目7-28 TEL:0827-43-3505

（会場が変更となる場合があります。変更の場合は、受講票の発送とあわせてお知らせします。）

### 2. 講習時間

受付：午前9時10分より

講習会：午前9時30分開始～午後5時00分終了

### 3. 定員

50名（定員になり次第締め切ります）

### 4. 受講対象者

移動式クレーン運転士免許取得者

小型移動式クレーン運転技能講習修了者も希望があれば受講下さい。

## 5. 教育内容

		時間
1. 構造と制御機構	(機種別制御方法・制御機構等)	2.0
2. 安全装置	(種類・機能と特性・安定性等)	
3. 操作方法	(留意事項・作業別操作方法等)	2.5
4. 作業計画	(計画の作成・手順の決定等)	
5. 点検・整備	(作業開始前・定期自主検査等)	
6. ヒューマン・エラー防止対策		2.0
7. 災害事例とその防止対策	(事例研究等)	
8. 関係法令	(主にクレーンに関する条項等)	

## 6. 申込み受け期限

令和元年7月5日(金)

## 7. 受講料

会 員 8,000円 非会員 12,000円 (教材費、昼食代、修了者証交付費を含む)

\* 会員とは(一社)全国クレーン建設業協会の加入会員である事業所をいう。

受講料は、受講申し込み受付後、事務局より連絡の後、遅滞なくお支払ください。

なお、開講日前1週間以内での取消しの場合は、受講料はお返できません。

## 8. 申込み方法

☆ 協会指定の別紙受講申込書に必要事項を記入の上、本人の顔写真を仮止め添付し、協会山口支部に郵送して下さい。

(写真のサイズは、ヨコ25×タテ30ミリで裏に必ず氏名を書く)

☆ 「申込書」の送付先

〒740-0061 山口県玖珂郡和木町和木5-1-35 与田リース株式会社内  
一般社団法人 全国クレーン建設業協会 山口支部 宛

☆ 受講料振込先

銀行名 : 山口銀行 和木支店

口座番号 : 普通預金 6121424

口座名 : 一般社団法人 全国クレーン建設業協会 山口支部

**※受講料のお支払は、協会山口支部より請求書が届いた後をお願いいたします。**

## 9. 修了者証

受講者には厚生労働省指針による「法定修了証」及びクレーン安全協議会の「受講済証」を1つにまとめた「移動式クレーン運転士安全衛生教育修了者証」を交付します。(有効期間5年間)

※ 受講データについては、個人情報の保護に関する法律から本講習以外には使用いたしません。